四日市市議会

議長 樋口 博己 様

教育民生常任委員会 委員長 森川 慎

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

- 1. 視察日時 令和4年1月24日(月)
- 2. 視察都市 亀山市 (オンライン視察)
- 3. 参加者 森川 慎 小田あけみ 笹岡秀太郎 土井数馬 豊田政典 中川雅晶 日置記平 村山繁生 (同席) 一海浩也広報広聴係長、渡邉晋太郎主事
- 4. 調査事項 別紙のとおり

(亀山市)

1. 市勢

市制施行 平成17年1月11日

人 口 49,473 人

面 積 191.04 平方キロメートル

2. 財政

令和 3 年度一般会計当初予算230 億 9300 万円令和 3 年度特別会計当初予算59 億 4440 万円令和 3 年度企業会計当初予算65 億 6130 万円合計355 億 9870 万円

3. 議会

条例定数 18

- 4 常任委員会(総務、教育民生、産業建設、予算決算)
- 1 特別委員会(亀山駅周辺整備事業)

4. 視察事項(亀山市立関認定こども園アスレについて)

(1) 視察目的

亀山市では、旧関町において設置された幼保合築施設関町乳幼児センターアスレを、合併時に亀山市立関保育園・関幼稚園とし、平成28年4月に両園を統合し亀山市立関認定こども園アスレとした。

アスレの総園児数は163人、職員数は42人(令和4年1月時点)で、3歳児クラスでは本市で未実施の教育認定児を受入れている。

子育て方針としては、「心豊かに人とかかわる子ども」「心も体も健やかで命を大切にする子ども」「好奇心や探求心をもって最後までがんばろうとする子ども」に重点を置き、「心身ともに健康で明るく思いやりのある子ども」を育てることを目指している。

これらを踏まえ、アスレにおける幼児教育・保育の内容、課題等について聴取し、 本市の就学前教育・保育の参考とする目的で視察を行った。

(2) 認定こども園アスレの運営について

(施設の概要)

開始年月日 平成28年4月1日 施設類型 幼保連携型認定こども園

クラス編成 9クラス (0・1・2歳は各1クラス、3・4・5歳は各2クラス)

開所制 7:30~19:30 (土曜7:30~12:00)

| 1号認定 | | 利 | 用時間 | 4.0 | | |
|-------|------|----------------|-----------------|--|--|--|
| | | 延長 | | 休日 | | |
| | | 9:00~ 14:00 | 14:00~ 16:15 | 土・日・祝日 学年始休業日:4/1~4/5 夏季休業日:7/21~8/3 冬季休業日:12/24~1/7 学年末休業日:3/26~3/3 | | |
| 2 • 3 | 標準時間 | 7:30~ 18:30 | 施設開の所時 間の範囲内 | 日・祝日 | | |
| 号認定 | 短時間 | 8:15~ 16:15 | 16:15~ 18:30 | 年末年始休日:12/29~1/3 | | |

(利用児童数)

| 3 | 干齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 1号 | | | | 8人 | 9人 | 10人 | 27人 |
| 児 | 2号 | | | | 26人 | 37人 | 27人 | 90人 |
| 児童数 | 3号 | 10人 | 15人 | 21人 | | | | 46人 |
| | āt | 10人 | 15人 | 21人 | 34人 | 46人 | 37人 | 163人 |

(令和4年1月1日現在)

(職員体制)

園長 1人

保育教諭 25人(うちクラス担任: 9人、フリー: 4人)

障害児加配 8人(うち保育教諭:2人、介助員:6人)

給食調理員 5人

その他 3人(うち施設管理員:1人、バス運転手:2人)

合計42人(令和4年1月1日現在)

(保育料等)

1号認定児・2号認定児は、幼児教育・保育の無償化により、無償

3号認定児は、保護者の所得に応じた金額 (別表参照)

その他の費用負担(概要)

給食費 1号認定:3,600円(うち副食3,000円)

2号認定:5,500円(うち副食4,500円)

その他 アルバム代:7,000円、教材費:500円

(別表:保育料)

| 各月社 | 加日の教育・保育 組 | 利用者負担額(月額) | | | |
|-----------|---|--|------------|---------|--|
| BHEBEY () | | 定義等 | 保育必要量の認定区分 | | |
| 階層区分 | | (市町村民税引得割額) | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
| 第1階層 | の促進並びに永 | 定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 る法律による支援給付を受けている世帯 | 円0 | O円 | |
| 第2階層 | 第1階層を除 き、当該年度の 4月分から8 月分までの利 用者負担額の 算定にあって は前年度の9 月分から3月 分までの利用 | 市町村民税非課税のひとり親世帯等の世帯 | 0円 | 0円 | |
| 第3階層 | | 市町村民税非課税のその他の世帯 | 0円 | 0円 | |
| 第4階層 | | 市町村民税均等割課税のみの世帯 | 9,100円 | 8,900円 | |
| 第5階層 | | 12,000円未満 | 11,000円 | 10,800円 | |
| 第6階層 | | 12,000円以上 24,000円未満 | 14,500円 | 14,300円 | |
| 第7階層 | | 24,000円以上 36,000円未満 | 16,600円 | 16,300円 | |
| 第8階層 | | 36,000円以上 48,600円未満 | 18,800円 | 18,500円 | |
| 第9階層 | | 48,600円以上 60,000円未満 | 21,200円 | 20,800円 | |
| 第10階層 | | 60,000円以上 72,000円未満 | 23,700円 | 23,300円 | |
| 第11階層 | | 72,000円以上 84,000円未満 | 26,300円 | 25,900円 | |
| 第12階層 | 者負担額の算 定にあっては | 84,000円以上 97,000円未満 | 28,900円 | 28,400円 | |
| 第13階層 | 当該年度分の 市町村民税の 額の区分が右 欄の区分に該 当する世帯 | 97,000円以上111,000円未満 | 31,500円 | 31,000円 | |
| 第14階層 | | 111,000円以上125,000円未満 | 34,100円 | 33,500円 | |
| 第15階層 | | 125,000円以上169,000円未満 | 36,900円 | 36,300円 | |
| 第16階層 | | 169,000円以上301,000円未満 | 37,600円 | 37,000円 | |
| 第17階層 | = 3 % Em | 301,000円以上397,000円未満 | 38,300円 | 37,600円 | |
| 第18階層 | 1 | 397,000円以上 | 39,000円 | 38,300円 | |

(経常的経費)

職員人件費 103,777千円

正規職員 (8人): 49,794千円

会計年度任用職員 (33人): 53,983千円 (うち障がい児支援分(6人): 10,132千円)

嘱託医等 1.044千円

嘱託医、嘱託強料医、嘱託薬剤師、眼科・耳鼻科検診費用含む

<u>-般管理費</u> 16,437千円

需用費 : 2,100千円(衛生用品、給食用消耗品等)

腕材料費 : 12,500千円 (職員分含む)

役務費 : 619千円 (水質検査、細菌検査等)

備品購入費: 950千円 (園管理備品)

負担金等: 268千円 (コピー機管理、スポーツ振興センター保健料等)

施設管理費 7.477千円

需用費 : 5,990千円 (光熱水費、施設修繕等)

役務費 : 150千円 (通信運搬費) 委託料 : 1,337千円 (設備保守点検)

経常的経費合計 = 128,735千円

(臨時的経費)

新型コロナ感染症対策費用 4.460千円

消耗品費 : 200千円(衛生管理物品) 備品購入費: 300千円(衛生管理物品)

委託料: 3,960千円 (抗菌・抗ウイルスワックス施工)

その他の費用 1,400千円

消耗品費 : 1,200千円 (防炎シート更新) 委託料 : 200千円 (空調フィルター清掃)

臨時的経費合計 = 5,860千円

(3) 亀山市の幼稚園、保育園、認定こども園の整備方針について

建築から 40 年に達し、建て替え等の対応の必要性が高い施設が 6 園 (保育所 5 園、幼稚園 1 園)、今後 10 年以内に建築後 40 年に達する施設が 3 園 (保育所 2 園、幼稚園 1 園) あり、建て替え等についての検討が必要な時期が近づいている。

<亀山市の待機児童の推移>

待機児童の発生状況は、毎年度 10 月 1 日現在で 10 人から 20 人の間で推移していたが、令和 2 年度は 37 人と大幅に増加している。また、年齢別では、以前は 0 歳児が中心だったが、現在は 1 歳児が中心となっている。

一方、亀山市では待機児童対策として待機児童館ばんびの運営を行っているが、利用 児童は概ね20人前後で推移し、年齢も0歳児と1歳児が大半となっている。

<亀山市の現在の受入規模と今後の利用ニーズ予想との乖離>

待機児童の発生対象である0歳児から2歳児をみると、令和2年度以降、ニーズに対して定員の数が不足する傾向となっている。 一方、3歳以上児については、定員数がニーズを上回っており、年々その差は大きくなっている。

低年齢児については、今後も恒常的に不足が続く見込みである。

<亀山市の施設整備の考え方>

施設の統廃合や全面的な建て替えの際は、地域住民への説明など、事業化から完成まで長期に及ぶ場合があるが、低年齢児の受入規模の拡大については、早急な対応が求められる。そのため、施設の統廃合と並行して、既存施設の増築などによる対応を進めることで、「短期的に効果を発揮させる事業」と、「抜本的な課題解消を図る事業」とに分けて整理している。

抜本的な課題解消を図るためのポイント

ポイント①・・・市域全体での就学前教育・保育機能の充足

[教育・保育のニーズの状況]

近年では子育て世帯の就労状況の変化などから、教育ニーズは低下傾向、保育ニーズは上昇傾向が続いている。 また、令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化がスタートし、今後、その傾向はさらに強まることが見込まれるため、保育ニーズへの対応を中心に就学前教育・保育機能の充足を図るほか、今後の幼児教育ニーズへの対応は、認定こども園化での充足を基本とするとのこと。

〔市域全体の保育ニーズを重視〕

亀山市全体では、人口減少の傾向は強まりつつあるが、市内の11小学校区でみると、 それぞれの人口増減の傾向には違いがある。このうち、市内の北東部地域(井田川・川 崎)については、人口集中の傾向が強く、今後の保育ニーズも上昇が見込まれるとのこ と。

一方、川崎小学校区には保育所 2 園 (公立 1 園・私立 1 園) があるが、幼稚園はなく、 井田川小学校区に幼稚園 3 園 (公立 2 園・私立 1 園) に対し、保育所は 1 園 (私立 1 園) となっており、教育・保育機能のバランスが悪く、今後の保育機能の不足が危惧される ため、これら 2 校区 (井田川・川崎) において、施設の統廃合による教育・保育の機能 の最適化を図るとのこと。

〔民間機能の活用〕

保育所4箇所、幼稚園1箇所、認定こども園1箇所、小規模保育事業施設2箇所において就学前教育・保育施設が運営されており、これらの機能は、子育て世帯のニーズに応えるうえで、量的な充足だけでなく、選択の多様化の面からも重要であるため、民間機能の維持を念頭に、公的な教育・保育機能の充足を図るとのこと。

ポイント②・・・就学前教育・保育機能の空白解消

〔小学校区単位での空白地帯を解消〕

市内の11小学校区のうち、教育機能が無い校区は7校区(南・昼生・白川・神辺・川崎・野登・加太)、保育機能の無い校区は1校区(白川)となっている。

このうち、白川小学校区はいずれの機能も無い空白地となっているため、その充足に 向けた検討を行うとのこと。

また、教育機能の充足については、保育所の改築時等に認定こども園化を行うことで、 機能の充足を進めるとのこと。

ポイント③・・・公共施設等総合管理計画を踏まえた施設の統廃合(集約化)

〔小学校区単位での教育・保育機能の集約化〕

同一小学校区において、複数の施設を有する校区については、施設の統廃合による集 約化を図り、集約化を進めるに当たっては、1校区1施設を基本とするが、ニーズの高 い地域においては複数施設とするとのこと。

〔既存公共施設の活用〕

公共施設等総合管理計画において、公共施設の総量を抑制する方針としていることを 踏まえ、既存公共施設を積極的に活用し、これによる用地取得費の抑制など、財政負担 の軽減を図るとのこと。

短期的に効果を発揮するためのポイント

ポイント④・・・既存施設を活用した機能の拡大

〔余裕のある公立園の有効活用〕

既存の公立保育所、幼稚園、認定こども園の各施設の状況を勘案し、機能拡大が可能な施設の増築等による受入規模の拡大を行い、短期的に事業を実施する観点から、速やかに着手が可能な事業に限定して実施するとのこと。

(4) 園を統合し認定こども園アスレに移行した際の保護者からの意見について

保護者からは、認定こども園に移行することで預かり保育はどうなるのか、夏休みを含めたクラス編成はどうなるのかといった質問のほか、幼稚園(PTA)と保育園(保護者会)で保護者組織が異なるが、認定こども園となった場合にどうなるのかといった意見が多かったとのこと。

また、親子行事についてどうなるのかという声もあり、PTAと保護者会で就業の有無もあることから、それぞれが歩み寄ってもらい、幼稚園当時よりは親子行事が減ったものの、できる限りの行事を行っているとのこと。

- (5)職員(保育士、幼稚園教諭)の確保に係る亀山市独自の取組について 職員への補助金等について、亀山市独自の取組は行っていない。
- (6) 亀山市の認定こども園における1日のスケジュール

| 時刻 | 0歳~2歳 | 時刻 | 3歳り | 見 | 4歳~5歳 | | |
|----------------|---|----------------|---|--|--|-----------------|--|
| | 活動 | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 | |
| 7:30 8:30 | ☆早朝保育・随時登園・持ち物の始末をしよう・みんなでおはよう | | ☆早朝保育 ★おはよう ・随時登園 ・持ち物の始末をしよ | 3 | ☆随時登園 認定こども園教育・保育要領や 幼児教育共通カリキュラムによる | | |
| | (健康観察・出欠確認) | | | | 教育・保育の実施 | | |
| | ★好きな遊びをしよう ★排泄指導 | | ★元気に遊ぼう 健康な心と体で生活する力を育てる ★みんなで遊ぼう 相手の気持ちや状況がわかり、楽しく活動し、協力する力を育てる | | | | |
| | ★おやつを食べよう ★みんなでお外で遊ぼう ★さんぼや絵本を楽しもう | | ★みんなで学ぼう | 対的に遊び、学ぶっ | | 000 | |
| 11:30 | ★給食を食べよう | | ★給食を食べよう ★なかよく遊ぼう | and the same of th | ま本的には <u>変わりません</u> | | |
| 12:15 | ★お昼寝をしよう ★排泄指導 | | ★絵本や紙芝居を楽 | E しもう | | | |
| 14:30 | ★おやつを食べよう | 12:30 | ★お昼寝をしよう (4月~11月頃) | ★降園準備 ★さようなら | ★降園準備 | ★降園準備 ★さようなら | |
| | ★ミルクを飲もう | 10052-05405 | NO APPOINT APPEARS OF THE PERSON IN | | ★お昼寝をしよう (6月~8月頃) | | |
| | | 15:00 | ★おやつを食べよう ★好きなあそびをしよう | | ★おやつを食べよう ★好きなあそびをしよう | | |
| 16:00 | A PERENT OF A L TANK | 16:15 | ★随時降園さようなら | | ★随時降園さようなら | , | |
| | ★随時降園さようなら | L | 人形象刀/皇士 | | 人建 ወ伊書 | | |
| 16:15 | ☆残留保育 ※注意保育 | 10.00 | | | ※延長保育 | | |
| 16:15 18:30 | ☆残留保育 ※注意保育 | 18:30 19:30 | ※延長保育 ★おやつを食べる | | ☆残留保育 ※延長保育 ★おやつを食べる | | |

(7)委員からの質問

- Q. 認定こども園アスレにおいて、1号認定(教育認定)児と2号認定(保育認定)児 を同一施設で見ることになると、降園時間や昼寝の有無も違ってくるが、子供たちに 戸惑いはあったか。
- A. 子供のほうが大人よりも慣れが早い。3歳児に関しては、1号認定児は降園、2号 認定児は午睡と別々の活動に入るので、午睡を妨げないようにカーテンを閉めたり、 1号認定児の降園後は園庭開放の場所を区切るなど配慮している。
- Q. 2号認定児の午睡時の際に施設的な配慮はしているか。
- A. アスレでは0歳児から2歳児と、3歳児以上で園庭が分かれており、午睡の際は3歳児側の園庭を使わないようにしている。また、1号認定児の降園時には、午睡している子供に配慮いただくよう、保護者にもお願いしている。
- Q. 公立幼稚園で行ってきた幼児教育は認定こども園で行えているか。
- A. 亀山市保幼共通カリキュラムを独自に策定し、そのカリキュラムに応じて保育・教育を行っており、担任同士で教育内容のすり合わせや研修を行うなど、幼児教育の充実に取り組んでいる。また、こうした取り組みを日頃から保護者にも説明しているので、教育の質が下がったとか、保育園側に偏っていないか、などの声は聞かない。
- Q. 幼稚園教諭と保育士の間でコミュニケーションはうまく取れているか。
- A. 亀山市では幼稚園と保育園双方間の人事異動があるので、幼稚園教諭と保育士の間であまり差はなく、うまく連携できている。
- Q. 亀山市では平成8年から公立幼稚園で3歳児保育を行っているが、私立幼稚園との 兼ね合いや課題はあるか。
- A. 公立幼稚園のニーズが減少傾向にある一方で、私立幼稚園(亀山市内に1園のみ) は毎年度ほぼ定員を満たしている状況であり、園児の取り合いなどの問題は起こって いない。
- Q. 亀山市では将来的に公立幼稚園を全て認定こども園化していくとのことだが、具体的なスケジュールは決まっているのか。
- A. 具体的なスケジュールについては、総合計画やそれに基づく実施計画を策定する段階で示していく予定である。

- Q. 障害児、外国籍児は認定こども園で受け入れていく予定か。
- A. 亀山市では、幼稚園、保育園、認定こども園のどの施設でも希望に応じて申し込んでいただける。今後もこうした子供たちを集約する施設を設置するという考えはない。
- Q. 亀山市では、アスレにおいて初めて1号認定児の預かり保育を実施したのか。
- A. アスレの前身である旧関幼稚園・保育園は給食室も併設された幼保合築施設であったことから預かり保育も実施していた。それ以外の、旧亀山市からある公立幼稚園 4 園については設備も整っていないことから預かり保育は行っていない。
- Q. 今後こども園化していく際に預かり保育は行っていくのか。
- A. 明確に決まっていないが、現在のニーズを考えるとアスレと同様の運営とすること を想定している。
- Q. 認定こども園の設置については、亀山市内での偏りを解消するため、再配置も検討しているのか。
- A. 具体的には今後検討することになるが、目安としては、同一小学校区内に複数の幼児教育・保育施設がある場合に統合していくという考え方である。
- Q. 統合する場合は、今の園舎の場所にこだわらず、新たな場所に新設することも検討 しているのか。
- A. 既存施設の近くに公園が併設されている場合などについては、公園との一体活用を 含めてということになるが、基本的には既存の場所での建て替えが難しい施設が多 いので、別の場所に移すケースが多くなると考えている。
- Q.「就学前教育・保育施設の再編方針」はホームページで公開されているとのことだが、特にP34の令和3年度以降の事業化に向けた検討の想定の部分について、市民から反対意見はあるか。
- A. 亀山認定こども園の整備については、施設規模が大きくなることで発生する諸課題について、近隣住民と協議中である。ただ、保護者からは、施設が統合することについて「寂しくなる」等の意見はあるものの、現在の施設が手狭であることなどから、建て替えについては肯定的に受け取っていただいている。その他の井田川地区認定こども園整備事業、白川小学校区への保育機能整備、和田認定こども園整備事業については、保護者等に対して説明を行っていない段階であり、今のところ市民

からの意見はない。

- Q. 現在の亀山市の公立幼稚園の園児数を教えてほしい。また、園児数に応じて認定こども園化の基準を定めているという考え方ではないのか。
- A. 令和3年度5月時点で、亀山幼稚園が42人、亀山東幼稚園が54人、井田川幼稚園が59人、みずほ台幼稚園が33人である(定員はいずれも95人)。また、認定こども園化の基準として園児数を明示していないが、園児数は実際のニーズを表すものなので、事業化の順番を決める際の一つの指標にはなると考えている。
- Q. 亀山市幼児教育共通カリキュラムは小学校まで含まれるのか。
- A. 小学校入学までの段差をなくすため、5歳児の11月から入学までの間、アプロー チカリキュラムに則り活動している。

(8) 委員会としての所感

亀山市立関認定こども園アスレは、本市において実施されていない、1号認定児の3 歳児保育を実施している園である。

こども園において1号認定児と2号認定児を同一クラスで見る場合、降園時間の違いや午睡の有無による子供同士の戸惑いが懸念されるほか、保育園と幼稚園の統合によって保育士と幼稚園教諭間の連携がうまく取れるかが課題となるが、アスレでは、午睡中は部屋をカーテンで仕切り、1号認定児が降園後も、午睡中の部屋近辺の園庭を利用しないよう保護者に周知することなどで子供への大きな影響もなく、円滑に運営できているとのことだった。また、職員間の連携についても、幼稚園、保育園間で人事異動があるために、比較的スムーズにコミュニケーションが取れているとのことであり、本市においても、亀山市のような配慮を行うことにより、こども園での3歳児保育(1号認定児)を行うことは十分可能だと考える。

また、こども園における幼児教育については、保育園、幼稚園双方の専門性を生かし 一体的な指導を行うための「亀山市保幼共通カリキュラム」に基づき教育・保育を行っ ており、担任同士で教育内容のすり合わせや、研修を行うなど、幼児教育を充実させる ために取り組んでいるとのことだった。また、こうしたことを保護者にも説明している ので、幼児教育の質に関する不満の声は聞かれないとのことだった。 本市でも、こども園で幼児教育の質を確保していくことは当然ながら、その内容等について保護者に理解してもらえるよう丁寧な説明を行っていくことが重要である。

さらに亀山市においては「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」という整備方針が策定され示されている。この再編方針では"より長期のニーズ予想に沿って検討を行うことが、最適な再編につながる"との考え方の下、10 年先を見据えた既存施設改修の考え方が示されている。

具体的には、現在の施設の利用状況や築年数、就学前教育・保育の利用ニーズの将来推計など様々な視点から、精緻な分析、考察がなされ、それを基礎的なデータとして市の整備方針が明示されている。これは園児数による基準のみでの整備計画が示されている本市の第2次適正化計画とは雲泥の差があり、今後本市の公立幼稚園配置計画策定においては大いに参考にするべきと感じた次第である。

今回の視察では、近隣市の亀山市で明確な考え方に基づき、既に認定こども園における1号認定の3歳児保育が実施されており、円滑に運営が行われていることを確認できた。当委員会では今年度の休会中所管事務調査において、公立幼稚園の第2次適正化計画の議論を行ってきたが、その中で市民からの強い要望として公立園での3歳児保育の実施が挙げられていた。

本市の総合計画では、「こども園においては、必要に応じて教育認定の3歳児の受け入れの検討を進めます。」と示されているが、近隣市でも認定こども園での3歳児保育(1号認定)が円滑に実施されていることから、本市における未就学児の教育・保育環境を向上させるためにも、早期の実施に向けて取組をより一層進めるよう強く求めていく。